

島田市公告

令和 7 年 12 月 24 日に島田市農業経営基盤強化促進計画（地域計画）を変更したので、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 8 項の規定に基づき公告し、同法第 19 条第 7 項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を下記のとおり公告します。

また、変更した地域計画を同法施行規則第 20 条の 2 で準用する第 20 条の規定に基づき、島田市役所及び島田市ホームページにおいて、縦覧に供します。

令和 7 年 12 月 26 日

島田市長 染 谷 絹



記

意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果

意見書の提出なし